

改正民法施行間近 **18歳、19歳**が
2022年4月1日 **「成年」**に!

いよいよ4月1日、改正民法が
施行され、「成年年齢」が
18歳に引き下げられます。



**準備
できて
ますか?**

18歳、
19歳の方は、
一斉に「成年」に。
4月2日以降は、
高校生等であっても、
18歳の誕生日を迎えた方
から「成年」です。



そもそも
「成年年齢」とは?

自分で契約

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。

「未成年者
取消権」とは?

自分で責任

親の同意を得ずに行った契約を未成年であることを理由に取り消すことができる「未成年者取消権」が行使できる年齢も18歳未満に。

消費者の安全・安心なくらしを守るために



近年の少子高齢化の進行や経済のグローバル化の進展等により、消費者を取り巻く環境は、複雑化・多様化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、インターネット通販やキャッシュレス決済の利用が増加するなど、「新しい生活様式」が定着する中、ビジネスのデジタル化・オンライン化が一層加速し、新たな消費者トラブルも増加しています。

県ではこうした課題に対応するため、消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、高齢者等の被害防止や救済のための「地域見守りネットワーク」の構築や、民法改正による成年年齢引下げを見据えた学校教育現場における実践的な消費者教育の推進に取り組んでいます。

県民の皆様の安全・安心なくらしを守るため、今後も継続して消費者行政の充実に取り組んでまいります。

島根県知事 丸山 達也

動画で

島根県消費者センター
公式 YouTube チャンネル
「ZO-chan」



地元高校生が吹替を担当!

「18歳から大人」 Play List

- ① 成年年齢引下げ
- ② 18歳成年へ
- ③ 消費者市民社会
- ④ お試し価格だから頼んだのに
- ⑤ 通信販売はクーリング・オフができません
- ⑥ 断るフレーズ

4コマ漫画仕立ての3~4分の動画で
ワンポイント学習しましょう

PR動画公開中

18歳から自分で契約
でも、気をつけて!

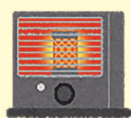


「未成年」じゃない君を
パパはもう、守れない

電気機器を使用する際は、本体だけでなく電源コードやプラグも丁寧に扱きましょう。コードを折り曲げたり、プラグにホコリが溜まることにより、発熱や発火することがあります。



石油ストーブなどの暖房機器は、機器の使い方の他にも、まわりに燃えやすいもの（洗濯物や布団など）を置かないなど周りの環境にも注意しましょう。



加湿器などの蒸気が発生する器具は、特に、小さなお子さんの手が届かないところに置くなど、注意しましょう。



ストーブのそばで消毒用アルコールを使用して発火した事例もあります

リチウムイオン電池の事故を防ぐ

モバイルバッテリーやスマホなどが発煙・発火する事故を防ぐには、以下の点に注意しましょう。

- ① 充電端子に異常を感じたら使用を中止
- ② リチウムイオン電池に膨張が見られたら使用を中止
- ③ 接続する機器に合った充電器を使う。
- ④ 熱がこもる環境に置かない。
- ⑤ 製造元などが不明確な商品の購入を避ける。※PSEマーク（法令に定められた技術基準への適合を示すもの）の表示の確認

【参考】独立行政法人国民生活センター「くらしの危険」コーナー
<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

学ぼう! 「成年年齢引下げ」

Webで

2022.4.1 民法改正
成年年齢引下げ
Age 18



特設サイトでは「いつから?何が変わる?」という基本情報や「消費者問題」との関連や問題点に加え、自分で「学ぶ」ための情報リンクなど、「成年年齢引下げ」に関する情報をまとめています。

島根県 成年年齢引下げ

検索



島根県消費者センター
公式Facebook



SNSで

「COUNTDOWN 2022.4.1」シリーズで「成年年齢引下げ」に関するトピックを掲載中。Twitterにもツイートします。

発熱や発火による事故に注意!!

電気機器や石油ストーブなどを使う機会の多い季節。製品の使い方や不注意による火傷や火災などの事故に注意しましょう。

困ったときは
すぐに相談!



島根県警察
シンボルマスク
みこびーくん
島根県消費者センター
マスクキャラクター
だまされないゾウくん

消費者ホットライン
島根県消費者センター

島根県消費者センター
石見地区相談室

警察相談専用電話

局番なしの **188** (泣き寝入りはイヤヤ!)
※お近くの消費生活センター等につながります。

0852-32-5916

受付時間/日曜~金曜 8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜は電話相談のみで12:00~13:00は休み

0856-23-3657

受付時間/月曜~金曜 8:30~12:00、13:00~17:00
(祝日・年末年始を除く) ※12:00~13:00は松江につながります。

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜~金曜 8:30~17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

島根県金融広報委員会からのお知らせ

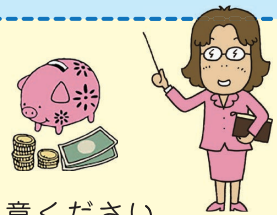
金融知識豊富な講師を派遣します **〈無料〉**



島根県金融広報委員会では、学校での授業や教員向けの研修会、PTA 総会、親子活動、参観日、講習会、公民館などでの勉強会に、専門的な知識を持つ金融広報アドバイザーなどの講師を**無料**で派遣しています。

アドバイザー	講座テーマ事例	メッセージ
池原 元樹 (いけはらもとぎ)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の生活設計と身の回りのお金の話 ・進学についてのマネープラン ・大学生のための人生とお金の知恵 ・子育て家庭の iDeCo と NISA 活用術 	<p>日々の生活にお金を使いますが、お金の基本を学んだ事がありますか？</p> <p>貯蓄・保険・ローン・運用など生活に関わるお金の仕組みについて、分かり易くお話しします。</p>
内田 浩二 (うちだこうじ)	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭教育（おこづかいゲーム） ・キャッシュレス社会の現状とその仕組み（メリット・デメリットなど） ・生活設計の考え方 	<p>人には、その人だけの生活設計があります。自分だけの「本物の生活設計」を作るために、正しいお金の知識を身に付けましょう。お手伝いいたします！</p>
遠藤 紀子 (えんどうのりこ)	<ul style="list-style-type: none"> ・気をつけよう！最近の消費者トラブル ・家庭でできる金融教育のすすめ ・社会人になるために～お金との付き合い方を考えてみよう～（高校3年生・大学生向け） 	<p>幼い頃からできる金銭・金融教育について一緒に考えてみませんか。</p> <p>将来の「ひとり立ち」に必要な知識を身に付けて、自分の生き方を考えてみましょう。</p>
加藤 範子 (かとうのりこ)	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で考える金銭教育 ・子育て世代のライフプラン ・明るく、楽しく「終活」を考えよう 	<p>多様化するライフスタイル。</p> <p>自分の暮らしも見つめ直してみませんか。楽しく学んで、賢く活かしましょう！</p>
野々村 千映子 (ののむらちえこ)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供ともっとお金の話をしよう～おこづかい教育で生きる力を～ ・ママとパパのための幸せとお金の知恵 ・人生 100 年あなたらしく生きるコツ 	<p>子供から大人～シニアまで、どの世代の人もお金について学ぶことで、「幸せになるためのお金の知恵」を身に付けましょう。気軽に学び始めませんか。</p>
細川 豪 (ほそかわたけし)	<ul style="list-style-type: none"> ・目指そう買い物名人～修学旅行の買い物を模擬体験してみよう～（小学生向け） ・「働いて稼ぐ」を学び自分の将来を考えよう（中学生・高校生向け） ・自分で考える「保険と資産形成」 	<p>生まれる前から、あの世にいった後まで付き合いしていく「お金」。</p> <p>正しく学び、振り回されずコントロールする方法を一緒に学びましょう。</p>

- 実施時期：随時（平日・休日を問いません）
- 実施時間：1回あたり60～90分程度（連続講座も可）
- 参加者：原則10名以上のグループ
- お申込み時期：原則として開催日の1か月前まで
- 費用：**無料**（当委員会が負担）ただし、会場は主催者でご用意ください。



島根県金融広報委員会（事務局：日本銀行松江支店）

〒690-8553 松江市母衣町 55-3 TEL:0852-32-1509 FAX:0852-32-2042
<https://www3.boj.or.jp/matsue/kinkoui/kinkoui.html>

↑↑当委員会のホームページでもご覧いただけます↑↑

島根県金融広報委員会は、地方公共団体や金融経済団体などと協力し、中立・公正な立場から「くらしに身近な金融経済情報の提供」と「金銭・金融教育の支援」を行っています。

様々な地球問題の解決につながる エシカル消費を実践しましょう！

ethical 「ご縁の国」エシカルライフ
～『ご縁の国』島根県でできる、エシカルなこと～

すぐに食べるなら、てまえどり！

「てまえどり」の取組について

食品ロス削減やエシカル消費の普及を目的として、小売店舗が消費者に対し、購入してすぐに食べる場合には商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を呼びかける取組を開始しました。

購入してすぐ食べるなら、てまえどり。
皆様の積極的な取組をお願いします。

このポスター
(POP)が目印
です



エシカル消費は、持続可能な開発目標 (SDGs) の目標12「つくる責任 つかう責任」につながる取組です。

『ご縁の国』エシカルレシピコンテスト開催！

今夏、県民の皆様へエシカル消費をテーマとしたエシカルレシピを募集したところ、食材の廃棄のない（少ない）レシピ、地産地消レシピなど、幅広い世代の方から応募をいただきました。入賞レシピは「わたし流エシカルレシピBOOK」として県内各地で配布するほか、県ホームページでも公開予定です！

島根県の特徴を生かしたエシカルなレシピが満載です！ぜひ参考にしてみてください。

『ご縁の国』エシカルライフ特設ページはこちらから

「ご縁の国」エシカル

検索



市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市消費生活センター	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0113
江津市消費生活センター	0855-52-7014	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
飯南町住民課	0854-76-2213	【外国人向け相談窓口】しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター(しまね国際センター内) 相談専用ダイヤル 070-3774-9329 (通話料はご負担ください)	

この広報の内容に関する
お問い合わせは



島根県 消費とくらしの安全室

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
TEL 0852-22-5103

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本紙記事の無断転載はご遠慮ください。
事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にお問合せください。
*本紙は、島根県金融広報委員会の協力を受け発行しています。

最新の消費生活情報ははこちらから

島根県消費者センター
公式 YouTube チャンネル
[ZO-chan]

